

播磨ゆめづくり塾

塾生を募集します

▼問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

播磨町をもっと素敵にしたいという思いを持った塾長がリーダーとなって、夢のあるまちづくりにチャレンジするまちづくり研究活動「播磨ゆめづくり塾」。今年度のテーマを掲げる2つの塾が一緒に活動をする仲間塾生を募集します。

ほけんしつプロジェクト塾 塾長 市川佳代

本塾の目的は播磨町に「ほけんしつ」を作ることです。日々の生活の中で、小さな



何もなくてもふらりと立ち寄れる場所をつくりたい

「モヤっと」を抱えることはありませんか？
公的機関や病院などへ行くほどでもない、そんな些細な困り事を気軽に話せて、ホッとひと休みできる…誰でも受け入れてくれる「ほけんしつ」のような場所。
そんな「モヤっと」がある時はもちろんですが、何もなくてもふらりと立ち寄れる場所、帰る時にはなんだか笑顔になっている場所、そんな場所を一緒に作りませんか？



▲「蔵」主宰の島根さんからお話を伺いました
島のほけんしつ蔵URL <https://www.ama-kura.com/>



マチで暮らそう。はりまで育ち塾

塾長 河村史弥奈

播磨町で生まれ育った21歳大学4年生です。

この度、播磨ゆめづくり塾の塾長となりました。

私は播磨町が好きです。だからこそ多くの若い世代が町外に出てしまう事が寂しくも思います。そこで播磨町でみんなが集まりたくなる新しい居場所づくりに挑戦したいと思っています。
中学生・高校生・大学生・20代を中心に、若い世代が活躍する新しい動きの始まりです。一緒に育ちたくなる町へしていきましょう。

脳を鍛えるボードゲームを一緒にしませんか
塾の活動に使うアイテムとして、海外のボードゲームを使用します。公民館や公園と一緒に遊びながら思考力を鍛えましょう。ゆくゆくは、播磨町が舞台のボードゲームを作りたいと思います。ボードゲームは、コミュニケーション能力をはじめ多くの思考力・社会性を楽しみながら養い、学習指導要領にある思考力・判断力・表現力の育成にも繋がります。

●第1回開催日のご案内

▼日時 8月22日(土)

午後3時～5時

▼場所 中央公民館視聴覚室

▼対象 中学生以上

▼定員 10人

▼申込み 事前に名前、年齢

▼連絡先 メールでお知らせください

▼連絡先 塾長 河村史弥奈

▼メール

k-tamina@email.jp

年金

国民年金保険料の前納申込み手続き

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

国民年金保険料は前納すると割引が適用されます。前納の方法には口座振替、現金(納付書)納付、クレジット(納付書)納付、クレジット口座振替およびクレジットカード納付での令和2年度分6カ月前納(10月～翌年3月分)は8月31日(月)、現金納付は11月2日(月)までに申し込む必要があります。

▼必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ◎口座振替を希望する場合は、口座番号のわかるものとお届け印
- ◎クレジットカード納付を希望する場合は、クレジットカード

▼申込み

保険年金グループ、加古川年金事務所(口座振替希望の人は、振替先の金融機関窓口でも可能です)
※現金(納付書)納付の申込みは加古川年金事務所となり

納付方法	前納申込み期限	必要書類(共通)	必要書類(追加)	申込み窓口
現金	11月2日(月)	①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの ②印鑑(朱肉を使うもの)	③通帳など口座番号のわかるもの ④届け印	加古川年金事務所
口座振替	8月31日(月)			保険年金グループ、加古川年金事務所、金融機関
クレジットカード振替	8月31日(月)			保険年金グループ、加古川年金事務所

ます。必要書類はお問い合わせください。

年金

令和3年分 扶養親族等申告書の提出

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
ねんきんダイヤル ☎0570 (05) 1165

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税の課税対象とされており、年金の支払者である日本年金機構は、年金の支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収する際には、税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除がもうけられています。その控除を受ける際には、控

除額の算出のために年金受給者は「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。
▼申告書の提出が必要な人
所得税の課税対象となる人は、左記の老齢年金などを受けた人です。
・65歳未満…108万円以上
・65歳以上…158万円以上
所得税の課税対象となる人には、「令和3年分公的年金

等の受給者の扶養親族等申告書」が9月頃に日本年金機構から送付される予定です。
お手元に届いた「扶養親族等申告書」は、必要事項を記入のうえ日本年金機構に忘れずに提出してください。
「扶養親族等申告書」を提出しない場合は、控除申告がないものとして扱われるため、源泉徴収される際に各種控除を受けることができず、注意してください。
また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合などには、日本年金機構ホームページから申告書をダウンロードするか、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

マイナポイント はじまります

マイナンバーカードをお持ちの人は、電子マネーやQRコード決済、クレジットカードなどのキャッシュレス決済で、25% (上限5,000円分) のポイントがもらえます。

マイナンバーカードで
マイポイント
好きなキャッシュレス決済で
使えるポイントが
付与率 **25%**
上限 **5,000円分**
もらえちゃう!

3STEP
1. マイナンバーカードを
2. マイポイントを
3. マイポイント名義の
キャッシュ決済

マイポイントの利用は
安心・安全です!

事前の予約・申し込みが必要です。また、ポイントの付与は9月以降のチャージや決済が対象です。

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>
▶問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120 (95) 0178